

令和8年度 三郷市個別予防接種一覧表(A類疾病) ①

令和8年2月現在

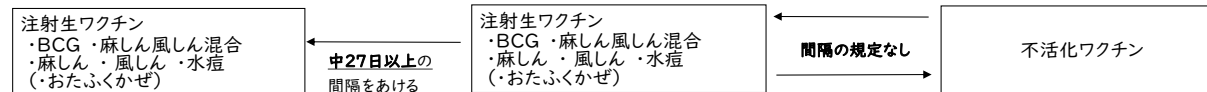
予防接種名		対象年齢 (法律等で定められている接種対象者・回数・間隔等)		接種方法	標準的な接種期間	注意事項		
ロタウイルス	ロタリックス® (1価)	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	2回	27日以上の間隔をにおいて	経口	初回接種: 生後2か月～ 出生14週6日後まで	<ul style="list-style-type: none"> ●腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了した者を除く)、重症複合免疫不全症の所見が認められる者は、接種対象外とする。 ●出生15週0日後以降の初回接種については、腸重積症の好発時期を避けるために、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。15週0日後以降に初回接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。 ●ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症を疑う症状がみられる場合は、速やかに医師の診察を受けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。 	
	ロタテック® (5価)	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	3回	27日以上の間隔をにおいて				
B型肝炎		1歳に至るまでの間にある者	3回	2回目:27日以上の間隔を おいて 3回目:1回目の接種から13 9日以上の間隔をにおいて	皮下	生後2か月～8か月	<ul style="list-style-type: none"> ●HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるものについては、定期接種対象から除く。(母子感染予防のために出生直後に行われる接種については、初回より全シリーズ終了まで健康保険で行われる。接種間隔が定期予防接種と異なるため注意) ●使用するワクチンが、ビームゲン0.5mlを二人分として使用する場合は、当日中の使用とし定期接種以外への流用は認めない。 	
Hib感染症	初回	初回接種開始時に生後2か月から生後7か月に至るまでの間にある者	3回	生後12か月に至るまでの間に27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上、標準的には56日までの間隔をにおいて	皮下	生後2か月～6か月	<ul style="list-style-type: none"> ●生後12か月までに3回の初回接種を終了せずに生後12か月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後、27日以上の間隔をにおいて1回接種。 ●生後12か月までに2回の初回接種を終了せずに生後12か月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日以上の間隔をにおいて1回接種。 	
	追加	初回接種開始時に生後7か月に至るまでの間にある者	1回	初回接種に係る最後の接種終了後7か月以上、標準的には13か月までの間隔をにおいて				初回接種終了後 7か月～13か月の 間隔をおく
	※生後2～7か月に至るまでに開始出来なかった場合	初回接種開始時に生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでの間にある者	(初回) 2回	生後12か月に至るまでの間に27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上、標準的には56日までの間隔をにおいて				
		初回接種開始時に生後12か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでの間にある者	(追加) 1回	初回接種に係る最後の接種終了後7か月以上、標準的には13か月までの間隔をにおいて				
小児用の肺炎球菌	初回	初回接種開始時に生後2か月から生後7か月に至るまでの間にある者	3回	生後24か月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて	皮下 または 筋肉内	生後2か月～6か月	<ul style="list-style-type: none"> ●2回目の接種が生後12か月を超えた場合、3回目の接種は行わない。 ●2回目の接種は生後24か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。 	
	追加	初回接種開始時に生後7か月に至るまでの間にある者	1回	初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後、生後12か月に至った日以降において				初回接種終了後 7か月～13か月の 間隔をおく
	※生後2～7か月に至るまでに開始出来なかった場合	初回接種開始時に生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでの間にある者	(初回) 2回	生後24か月に至るまでの間に27日以上の間隔をにおいて				
		初回接種開始時に生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまでの間にある者	(追加) 1回	初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後、生後12か月に至った日以降において				
		初回接種開始時に生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまでの間にある者	2回	60日以上の間隔をにおいて				
	初回接種開始時に生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでの間にある者	1回						

令和8年度 三郷市個別予防接種一覧表(A類疾病) ②

令和8年2月現在

予防接種名		対象年齢 (法律等で定められている接種対象者・回数・間隔等)		接種方法	標準的な接種期間	注意事項
五種混合	1期初回	生後2か月から7歳6か月に至るまでの間にある者	3回	皮下 または 筋肉内	生後2か月から生後7か月に至るまで	●接種開始時期による接種回数の変更はなし ●初回接種(3回)終了後6か月～18か月
	1期追加		1回		初回接種(3回)終了後6か月以上の間隔を置いて	
BCG		1歳に至るまでの間にある者	1回	経皮 (既定の管針で2回押圧する)	生後5か月～7か月	●接種部位は、上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない。 ●局所は自然に乾燥するまで待ち、直射日光は避けなければならない。
麻しん・風しん	1期	1歳から2歳に至るまでの間にある者	1回	皮下	1歳になったら早めに	●第2期の対象者は、年長児(5歳以上7歳未満で、小学校就学前1年間にある者)。令和8年度の対象者は令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれのお子さんである。 ●麻しん又は風しんに既に罹患した者については、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種を行う際は、混合ワクチンを使用することが可能である。
	2期	年長児(令和8年度は令和2.4.2～令和3.4.1生まれの者)	1回		接種可能な時期になったら早期に	
水痘		生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者	2回	皮下	1回目:生後12か月～14か月	●水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。
日本脳炎	1期	生後6か月から7歳6か月に至るまでの間にある者	2回	皮下	3歳	●特例対象者(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満)のかたは20歳の誕生日前日まで公費での接種が可能。 ●特例対象者で、H23.5.20までに1期初回1回目の接種を終えていない場合は、2回目と3回目の接種間隔は6か月以上あけること。1期追加接種と2期の接種間隔は、定期接種の範囲で数年あけるのが望ましい。
			1回		4歳	
	2期	9歳以上13歳未満の者	1回		9歳	
二種混合		11歳以上13歳未満の者	1回	皮下	11歳	●接種量が0.1mlであることに留意する。
ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症		12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子(小学6年生相当から高校1年生相当の女子)	2回 または 3回	筋肉内	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間(中学1年生相当) ※平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれのかたは、令和8年3月31日まで	●2回接種で終了する場合のシルガード®(9価)の2回目接種は、初回接種から少なくとも5か月以上あけること。2回目の接種が5か月未満であった場合、3回目の接種を実施する。この場合、3回目の接種は2回目の接種から少なくとも3か月以上間隔を置いて実施すること。 ●左記の方法を取ることが出来ない場合は、1か月以上の間隔を置いて2回接種した後、2回目の接種から3か月以上の間隔を置いて1回行うこと。 ●サーバリックス®(2価)、ガーダシル®(4価)及びシルガード®(9価)の互換性に関する安全性、免疫原性、有効性に関するデータはないことから、2価、4価HPVワクチンを接種した者が9価ワクチンの交互接種を希望する場合は、保護者(接種者)とよく相談の上決めること。また、その際の接種間隔は、1回目から1か月以上の間隔を置いて2回目、2回目から3か月以上の間隔を置いて3回目を接種する。 ●ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に血管迷走神経反射として失神が現れることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要がある。

<参考>予防接種ガイドライン 2025年度版 【三郷市 健康推進課 健康づくり係 ☎048-930-7771】



※同じ種類のワクチンを複数回接種する場合は、ワクチン毎に定められた接種間隔を守ることを。

※接種間隔については令和8年2月現在のものです。最新情報は厚生労働省ホームページなどをご覧ください。